議案第２０１号

上越清里星のふるさと館条例の一部改正について

上越清里星のふるさと館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越清里星のふるさと館条例の一部を改正する条例

上越清里星のふるさと館条例（平成１６年上越市条例第１３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中備考以外の部分を次のように改める。

別表第１（第１０条関係）

区　分	大　人	小・中学生
個人	４６０円	３１０円
団体	１人につき３８０円	１人につき２３０円
プラネタリウムを利用する個人	６２０円	４１０円
プラネタリウムを利用する団体	１人につき５１０円	１人につき３１０円

別表第２金額の欄を次のように改める。

金　額
２，２００円
１，１００円

別表第３金額の欄を次のように改める。

金　額
８００円
２，２００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１から別表第３までの規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。